

令和2年度包括外部監査結果報告書に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区長から通知がありました。

令和5年5月15日

## 第1 通知の範囲及び概要

1 令和2年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は2件です。

## 第2 内容

### [令和2年度包括外部監査]

#### 1 「環境に関する事業の財務事務の執行について」

(1) みどりの活動員等の活動支援の促進について【所管課：環境課】

##### ア 指摘等の内容

令和元年度現在、みどりの活動員等に認定されているのは、4団体のみである。本事業の助成制度は1団体あたり3か年を限度としているが、現在、認定されている4団体は既に3か年の助成期間が経過しており、助成対象外となっている。平成29年度に新規で認定された1団体は3年目であった令和元年度に更新しなかったため、令和元年度は本事業の助成対象団体がなかった。

そのため、現在、認定しているみどりの活動員等は、全て助成対象団体ではなく、みどりの活動員等が行う公益性の高いみどりに関する自主活動へ助成することができない状況である。みどりの活動員等は、港区緑と水の総合計画において、緑と水を育てる担い手として期待され、また、港区環境基本計画において、区民協働によるみどりの保全と創出活動の担い手として期待されている。

区民協働による緑の保全・創出を推進していくのであれば、みどりの活動員等の活動支援を促進するため、助成制度のあり方も含めた支援策を検討する必要がある。

##### イ 講じた措置の概要

みどりの活動員の助成制度は、公共性の高いみどりに関する自主活動を始めるきっかけとして、重要な制度です。今後さらに、具体的な活動に結び付け、活動団体を増やすためには、活動員自体の周知啓発や活動実績の周知を図る必要があります。

本制度の周知啓発として、新たに令和5年1月に開催した白金の丘学園の学校ビオトープ支援事業に合わせ、学校サポーターとしてビオトープづくりに参加している地域団体にも案内しました。

地域団体からは、「みどりの活動員等の活動支援を利用しながら、生物多様性保全に関して勉強会等の活動を行っていききたい。今後みどりの活動員の認定申請をしていききたい」という声をいただくなど、今後もみどりの活動員の活動見込みや助成制

度に関する地域のニーズがあることが確認できました。

今後も、助成制度を活用しつつ、活動員の活動実績も含めて広く周知啓発を図ることで、みどりの活動員の活動支援の促進につなげていきます。

(2) 特別保護樹木・樹林制度の活用推進について【所管課：各総合支所まちづくり課、環境課】

ア 指摘等の内容

平成 21 年度に、区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木等について、所有者等からの申請に基づき、特別に保護し、育成すべき保護樹木等(以下、「特別保護樹木等」という。)を指定することができる特別保護樹木等の指定制度が創設されたが、令和 2 年度現在でも特別保護樹木等に指定されたものは 1 件もない。

現状の制度では、保護樹木等でも、特別保護樹木等でも補助金額に差はなく、所有者が特別保護樹木等に指定申請をする動機づけとなっていない。むしろ所有者が特別保護樹木等の指定解除の申請をした場合、港区みどりを守る条例では区長が当該特別保護樹木等の保存を所有者に要請することができ、所有者の都合で指定解除することができないこともあり、特別保護樹木等に指定申請をしない要因となっている可能性がある。

区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木等について、所有者等が率先して特別保護樹木等に指定申請することができるように補助制度を改正するなど、特別に保護し、育成すべき保護樹木等の保全を推進する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和 5 年 4 月に、文化的及び自然的な価値がある樹木・樹林の保全のため適正な維持管理に繋げていくよう、保護樹木の助成額を増額して所有者の維持管理を負担軽減することと合わせ、歴史的、文化的及び自然的な価値があり、将来に渡り保全する必要がある特別保護樹木・樹林については、所有者に申請を促すため、新たに、保護樹木の助成額と差を設けた助成金制度を創設することとしました。